

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生省老人保健福祉局老人保健課長



「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

今般、「厚生大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」（平成 12 年 2 月厚生省告示第 27 号）の一部改正が平成 12 年 11 月 21 日付で公布されたところであるが、あわせて「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 12 年 3 月 8 日老企第 40 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）についても、下記のとおりその一部を改正し、平成 13 年 1 月 1 日から、適用するので、内容を御了知の上、貴都道府県内市町村（特別区を含む）、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないように願います。

記

第 2 の 6 の（2）中「次の場合」を「①及び②の場合」に、「までは」を「まで、③の場合にあっては、入所定員に 100 分の 105 を乗じて得た数までは」と改め、②の次に次のように加える。

- ③ 近い将来、指定介護老人福祉施設本体に入所することが見込まれる者がその家族が急遽入院したことにより在宅における生活を継続することが困難となった場合など、その事情を勘案して施設に入所することが適当と認められる者が、指定介護老人福祉施設（当該施設が満床である場合に限る。）に入所し、併設される指定短期入所生活介護事業所の空床を利用して指定介護老人福祉施設サービスを受けることにより、介護老人福祉施設の入所定員を超過する場合

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月8日厚生省老企第40号）の一部改正に係る新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第2 居宅サービス単位数表（短期入所生活介護費から特定施設入所者生活介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表</p> <p>6 介護福祉施設サービス</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) やむを得ない措置等による定員の超過</p> <p>原則として入所者数（空床利用型の短期入所生活介護の利用者数を含む。）が入所定員を超える場合は、定員超過利用による減算の対象となり、所定単位数の100分の70を乗じて得た単位数を算定することとなるが、<u>①及び②の場合</u>においては、入所定員に100分の105を乗じて得た数（入所定員が40人を超える場合にあっては、利用定員に2を加えて得た数）まで、<u>③の場合</u>にあっては、<u>入所定員に100分の105を乗じて得た数までは減算の対象とならないものであること（職員配置基準第七号イ（1））</u>。なお、この取扱いは、あくまでも一時的かつ特例的なものであることから、速やかに定員超過利用を解消する必要があること。</p> <p>①・② (略)</p> <p><u>③ 近い将来、指定介護老人福祉施設本体に入所することが見込まれる者がその家族が急遽入院したことにより在宅における生活を継続することが困難となった場合など、その事情を勘案して施設に入所することが適当と認められる者が、指定介護老人福祉施設（当該施設が満床である場合に限る。）に入所し、併設される指定短期入所生活介護事業所の空床を利用して指定介護福祉施設サービスを受けることにより、介護老人福祉施設の入所定員を超過する場合</u></p>	<p>第2 居宅サービス単位数表（短期入所生活介護費から特定施設入所者生活介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表</p> <p>6 介護福祉施設サービス</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) やむを得ない措置等による定員の超過</p> <p>原則として入所者数（空床利用型の短期入所生活介護の利用者数を含む。）が入所定員を超える場合は、定員超過利用による減算の対象となり、所定単位数の100分の70を乗じて得た単位数を算定することとなるが、<u>次の場合</u>においては、入所定員に100分の105を乗じて得た数（入所定員が40人を超える場合にあっては、利用定員に2を加えて得た数）までは減算の対象とならないものであること（職員配置基準第七号イ（1））。なお、この取扱いは、あくまでも一時的かつ特例的なものであることから、速やかに定員超過利用を解消する必要があること。</p> <p>①・② (略)</p>